

令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円等)こども加算支給申請書

令和 年 月 日

熊本市長 宛

(申請者) 住所
氏名
生年月日

私は、次のとおり、令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円等)こども加算の支給を申請します。

申請を行う理由について、下記の該当するものにチェック(☑)してください。

令和6年12月14日以降にこども加算の対象となる児童が出生したため申請します。
別世帯で扶養している児童のこども加算について、申請します。

以下の支給要件を満たしていることを確認のうえ、世帯主の方が、確認欄を記入してください。

支給要件 以下の①～⑤の全てに該当する世帯

- 令和6年12月13日時点で熊本市に住民登録がある世帯で、世帯員全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯
令和6年度住民税とは令和5年分(令和5年1月～12月)の収入の状況により課税されるものです。
世帯員全員が、令和6年度住民税が課税されている別世帯の親族から税扶養を受けていない世帯
世帯の中に、令和6年度住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいない世帯
世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいない世帯
熊本市以外の市区町村で、令和7年以降に同様の給付金(3万円)を受給していない世帯

確認欄(以下の表に、こども加算の対象となる18歳以下の児童の氏名、生年月日を記載してください。)

こども加算の対象となる児童は、次の①～③のいずれかに該当する児童です。

- 令和6年12月13日時点で、住民票上、同一世帯となっている18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)
令和6年12月13日時点で、児童養護施設、乳児院、障がい児入所施設等に入所している児童は、こども加算の対象外です。
令和6年12月14日以降に生まれ、住民票上、同一世帯となっている新生児
令和6年12月13日時点で、住民票上、別世帯で扶養している18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降の児童)
別世帯でこども加算の対象となっている児童は、こども加算の対象外です。

既に支給案内通知書または確認書で手続きが完了した児童分のこども加算は、重複して受給できません。当該児童以外で、こども加算の対象となる18歳以下の児童について記載してください。

Table with 4 columns: (フリガナ)氏名, 生年月日, 同居別居の別, 住所(別居の場合のみ). Rows 1-3.

上記の確認欄の記入内容に相違ありません。

- 給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金の返還を求める場合があります。
意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
申請書の提出期限は令和7年7月31日まで(当日消印有効)です。申請書に不備があり、令和7年8月15日までに必要な修正が行われない場合は、給付金の受給を辞退したとみなします。

世帯主氏名(署名) 確認日 令和 年 月 日 電話番号

《裏面もご確認ください》

・給付金支給口座の指定

令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)と同じ口座への支給を希望する場合は下記の□に**チェック (☑)** してください。

令和6年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)と同じ口座への支給を希望します。

別の口座への支給を希望する場合は次の【支給口座記入欄】に支給を希望される口座を記入してください。

- ※1 長期間入出金のない口座を記入しないでください。
- ※2 給付金支給口座確認書類を添付してください(書類の詳細は、下記をご確認ください)。
- ※3 世帯主以外の口座に支給を希望される場合には、下記の【代理人記入欄】に代理人名等を必ず記入して下さい。

【支給口座記入欄】

金融機関名		支店名		種別	口座番号					口座名義(カナ)	
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協		本・支店 本・支所 出張所			※右詰めでお書きください					※通帳の表記に合わせてください	
金融機関コード		支店コード		1 普通 2 当座							

(注) 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取が出来ない方は、  
**コールセンター (096-355-8866)** にご連絡ください。

・代理人が確認・受給を行う場合

世帯主以外の代理人が確認・受給を行う場合は、下記の【代理人記入欄】に記入してください。

- ※1 代理人記入欄に記載した場合、世帯主本人と代理人の本人確認書類を添付してください(書類の詳細は、下記をご確認ください)。
- ※2 代理人として確認・受給ができるのは同一世帯員など一部の者に限ります。詳しくは **コールセンター (096-355-8866)** にご連絡ください。

【代理人記入欄】

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所	
	代理人氏名			〒	住所
			大正・昭和・平成		
			年 月 日		日中に連絡可能な電話番号 ( )
上記の者を代理人と認め、本給付金の				申請者(世帯主) 氏名	署名
①確認・請求 ②受給 ③確認・請求及び受給				を委任します。 ←法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	

・提出書類

給付金支給口座確認書類

給付金支給口座確認書類として、下記の書類を提出してください。

書類：支給口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

代理人確認書類

代理人が確認・受給する場合には、原則、下記の書類が必要となります。

- 法定後見人(成年後見人等)の場合
  - ①代理権が確認できる書類(登記事項証明書の写し等)      ②代理人の本人確認書類(※)
- 上記以外の代理人の場合
  - ①申請者(世帯主)本人の本人確認書類(※)      ②代理人の本人確認書類(※)

※本人確認書類は、マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等の写しのいずれか1つをご用意ください。